

岩手県立野外活動センター電力供給仕様書

1 概要

(1) 調達件名

岩手県立野外活動センターで使用する電気の供給

(2) 供給場所

別表 1 のとおり

(3) 業種及び用途

社会教育施設

2 仕様

(1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数及び供給方式の有無

ア 供給電気方式	交流 3 相 3 線式
イ 供給電圧（標準電圧）	6,000 ボルト
ウ 計量電圧（標準電圧）	6,000 ボルト
エ 標準周波数	50 ヘルツ
オ 供給方式	1 回線

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

別表 1 のとおり。（月別の使用予定電力量は別表 2 のとおり。）

なお、契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

ただし、別表 1 の予定契約電力及び予定使用電力量は令和 6 年度の実績であり、新たな設備の設置や使用状況等により、増減する可能性があること。

(3) 供給期間（契約期間）

令和 7 年 11 月 1 日 0 時から令和 8 年 3 月 31 日 24 時まで

(4) 電力量等の検針

自動検針装置の有無 別表 1 のとおり

(5) 供給地点

供給場所における岩手県の設置した縮小形受電設備の終端接続部接続端子と東北電力株式会社の設置した終端接続部接続端子との接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

(5) 供給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

(6) 電気工作物の財産分界点に同じ

3 その他

- (1) 力率は、契約期間中 100 パーセントを保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、岩手県の地域を供給区域とする一般電気事業者（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する一般電気事業者をいう。）が定める特定規模需要の標準供給条件による。

なお、入札価格の算定にあたっては、力率は 100 パーセントとし、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 36 条第 1 項に基づく賦課金は考慮しないこと。

- (4) 契約における料金区分は、別表の「予定使用電力量」を基に算出した場合に、入札価格の範囲内となることを条件として、供給者と需要者（岩手県）で協議の上、設定する。

なお、料金等を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。

ウ 料金等の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額の単位は 1 円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

- (5) 組織変更により、供給施設の名称等が変更となった場合においても、継続して電力を供給するものとする。
- (6) 料金の請求及び支払いは、対象施設で行うものとする。